

一般会計等貸借対照表

(平成30年03月31日 現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	52,400	固定負債	6,672
有形固定資産	47,140	地方債等	6,590
事業用資産	14,100	長期未払金	-
土地	2,095	退職手当引当金	68
立木竹	2,331	損失補償等引当金	-
建物	24,370	その他	14
建物減価償却累計額	△14,766	流動負債	809
工作物	290	1年内償還予定地方債等	702
工作物減価償却累計額	△219	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	89
航空機	-	預り金	18
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	7,481
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	53,588
インフラ資産	32,991	余剰分(不足分)	△5,392
土地	2,140		
建物	81		
建物減価償却累計額	△66		
工作物	70,517		
工作物減価償却累計額	△39,682		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	771		
物品減価償却累計額	△721		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	5,260		
投資及び出資金	501		
有価証券	8		
出資金	37		
その他	456		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	56		
長期貸付金	2		
基金	4,375		
減債基金	860		
その他	3,515		
その他	328		
徴収不能引当金	△1		
流動資産	3,277		
現金預金	300		
未収金	15		
短期貸付金	1		
基金	1,188		
財政調整基金	897		
減債基金	290		
棚卸資産	70		
その他	1,703		
徴収不能引当金	△0		
資産合計	55,677	純資産合計	48,196
		負債及び純資産合計	55,677

一般会計等行政コスト計算書

自 平成29年04月01日

至 平成30年03月31日

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用	10,055
業務費用	5,148
人件費	1,242
職員給与費	1,092
賞与等引当金繰入額	89
退職手当引当金繰入額	15
その他	46
物件費等	3,808
物件費	1,433
維持補修費	411
減価償却費	1,964
その他	—
その他の業務費用	97
支払利息	61
徴収不能引当金繰入額	1
その他	35
移転費用	4,907
補助金等	4,117
社会保障給付	382
他会計への繰出金	354
その他	54
経常収益	416
使用料及び手数料	133
その他	283
純経常行政コスト	9,639
臨時損失	927
災害復旧事業費	727
資産除売却損	116
投資損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	84
臨時利益	248
資産売却益	7
その他	241
純行政コスト	10,319

一般会計等純資産変動計算書

自 平成29年04月01日

至 平成30年03月31日

(単位：百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高	49,374	55,140	△5,765
純行政コスト（△）	△10,319		△10,319
財源	8,821		8,821
税収等	5,210		5,210
国県等補助金	3,612		3,612
本年度差額	△1,498		△1,498
固定資産等の変動（内部変動）		△1,871	1,871
有形固定資産等の増加		371	△371
有形固定資産等の減少		△2,150	2,150
貸付金・基金等の増加		415	△415
貸付金・基金等の減少		△506	506
資産評価差額	—	—	—
無償所管替等	319	319	—
その他	—	—	—
本年度純資産変動額	△1,178	△1,551	373
本年度末純資産残高	48,196	53,588	△5,392

一般会計等資金収支計算書

自 平成29年04月01日
至 平成30年03月31日

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	8,079
業務費用支出	3,172
人件費支出	1,225
物件費等支出	1,844
支払利息支出	61
その他の支出	42
移転費用支出	4,907
補助金等支出	4,117
社会保障給付支出	382
他会計への繰出支出	354
その他の支出	54
業務収入	8,339
税収等収入	5,212
国県等補助金収入	2,720
使用料及び手数料収入	132
その他の収入	274
臨時支出	727
災害復旧事業費支出	727
その他の支出	—
臨時収入	647
業務活動収支	180
【投資活動収支】	
投資活動支出	787
公共施設等整備費支出	381
基金積立金支出	302
投資及び出資金支出	1
貸付金支出	98
その他の支出	5
投資活動収入	749
国県等補助金収入	244
基金取崩収入	399
貸付金元金回収収入	95
資産売却収入	10
その他の収入	—
投資活動収支	△38
【財務活動収支】	
財務活動支出	656
地方債等償還支出	656
その他の支出	—
財務活動収入	518
地方債等発行収入	518
その他の収入	—
財務活動収支	△138
本年度資金収支額	3
前年度末資金残高	265
本年度末資金残高	269
前年度末歳計外現金残高	19
本年度歳計外現金増減額	13
本年度末歳計外現金残高	32
本年度末現金預金残高	300

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準・評価方法

① 販売用土地……………個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 10 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物 品 3 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち鶴居村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

該当する取引はありません

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（士幌町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当する事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当する事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当する事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事項はありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当する事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対する保証等はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|------|
| 実質赤字比率 | －% |
| 連結実質赤字比率 | －% |
| 実質公債費比率 | 4.2% |
| 将来負担比率 | －% |
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 57 百万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額
- | | |
|----------|---------|
| 繰越明許費 | 120 百万円 |
| 事故繰越額 | － 百万円 |
| 継続費の逡次繰越 | － 百万円 |
- ⑦ 過年度修正等に関する事項
該当する事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
- ア 範囲
平成 30 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- イ 内訳
該当する資産はありません
- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,387 百万円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|-----------|
| 標準財政規模 | 4,329 百万円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 42 百万円 |
| 将来負担額 | 8,516 百万円 |
| 充当可能基金額 | 5,609 百万円 |
| 特定財源見込額 | 136 百万円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 5,387 百万円 |
- ④ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物ははありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 202 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,518 百万円	10,249 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－ 百万円	－ 百万円
繰越金に伴う差額	△265 百万円	－ 百万円
資金収支計算書	10,252 百万円	10,249 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	180 百万円
投資活動収入による補助金	244 百万円
減価償却費	△1,964 百万円
臨時利益（その他）	241 百万円
臨時損失（その他）	△84 百万円
資産除売却損	△116 百万円
資産売却益	7 百万円
長期延滞債権の増減	1 百万円
未収金の増減	△5 百万円
その他資産の増減	29 百万円
徴収不能引当金の増減	0 百万円
退職手当引当金の増減	△15 百万円
賞与引当金の増減	△2 百万円
棚卸資産の増減	△14 百万円
純資産変動計算書本年度差額	△1,498 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

士幌町 平成 29 年度一般会計等

一時借入金の限度額	1,500	百万円
一時借入金に係る利子額	0.4	百万円

- ⑤ 重要な非資金取引
該当する取引はありません。

以上